

平成 24 年

第 1 回市議会定例会 議案第 31 号

市立函館保健所運営協議会条例の廃止について

市立函館保健所運営協議会条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 24 年 2 月 24 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

市立函館保健所運営協議会条例を廃止する条例

市立函館保健所運営協議会条例（昭和 29 年函館市条例第 3 号）は、  
廃止する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 40 年函館市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「	廃棄物減量等推進審議会の委員	日額 5,000円	を
	保健所運営協議会の委員	日額 5,000円	
「	廃棄物減量等推進審議会の委員	日額 5,000円	に

改める。

（提案理由）

保健所運営協議会を廃止するため